

お知らせ

開発行為により築造される道路について、構造基準が変更になります。
(「都市計画法による開発許可等について」の25ページ(5))

変更理由

凍結深度60cm以上を確保する舗装構成とし、将来の維持管理費を低減させるため。

適用対象

開発行為許可申請日が、平成28年4月1日以降のもの。

変更前

(5) 道路の構造

車道部の舗装および路盤の標準構成(道路幅員6m~12mは、下図のとおりとする。

なお、補助幹線道路以上の道路については、別途道路管理者と協議すること。

細粒度ギャップアスコン	t = 3cm	50cm
アス安定処理	t = 5cm	
下層路盤(切込砂利0~40)	t = 20cm	
凍上抑制層(切込砂利0~80)	t = 22cm	

変更後

(5) 道路の構造

車道部の舗装および路盤の標準構成(道路幅員6m~12mは、下図のとおりとする。

なお、補助幹線道路以上の道路については、別途道路管理者と協議すること。

細粒度ギャップアスコン	t = 3cm	6.3cm
アス安定処理	t = 5cm	
下層路盤(切込砂利0~40)	t = 20cm	
凍上抑制層(切込砂利0~80)	t = 35cm	